

□平成28年度 コージェネ導入関連優遇税制

所管 省庁	事業名	証明団体	概要	対象分野		期間	備考
				業務用 産業用	家庭用		
経済 産業省	① <a href="#">生産性向上設備投資促進税制</a>	・コージェネ: <a href="#">コージェネ財団</a> ・その他機器: 各工業団体	・H28年度以前の優遇措置:即時償却または税額控除5% ・H28年度の優遇措置:特別償却50% または 税額控除4% 中小企業は上乘せ措置あり ※国や地方公共団体等の補助金および下記②もしくは③との併用可	○	×	H26.1.20 ~ H29.3.31	<a href="#">概要資料</a>
	② <a href="#">コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設(固定資産税)</a>	<a href="#">コージェネ財団</a>	・コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減。 ※国や地方公共団体等の補助金と併用可 ※固定資産税以外の優遇税制措置と併用可(上記1と併用可)	○	×	H25.4.1 ~ H29.3.31	
	③ <a href="#">新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例【中小企業経営強化法による支援】 【New】</a>	<a href="#">コージェネ財団</a> ・その他機器: 各工業団体	【支援要件】 ・中小企業者が新法の認定計画に基づき取得する新規機械装置 [160万円以上、生産性1%向上(10年以内に販売開始)] 【特例】 ・固定資産税の課税標準を3年間 1/2に軽減 ※国や地方公共団体等の補助金と併用可 ※固定資産税以外の優遇税制措置と併用可(上記1と併用可)	○	×	H28.7.1 ~ H31.3.31 (H30年度末迄の投資が対象)	<a href="#">概要資料</a>